

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 21 号 令和 3 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款 総務費では、「マイナンバーカードの交付状況はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「2 月末日現在で、交付枚数は 3 万 3,522 枚、人口に対する交付率は 39.1%となっている」との答弁がありました。

3 款 民生費では、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について、1 億 1,400 万円の減額となっているが、何人を見込んで予算計上し、実績はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「児童の約 3 割、3,000 人を給付対象と見込んで予算計上したが、実績見込みで約 720 人となった。申請に基づく給付のため、不足が生じないよう余裕をもって積算した結果だが、大きくかけ離れてしまったものである」との答弁がありました。

また、あったか灯油券交付事業について、「1,200 万円を減額する理由は何か」との質疑に対し、当局より、「予算積算の際は、重度障害者やひとり親といった支給要件ごとに対象世帯を見込み、合計 8,000 世帯として計上した。しかし、高齢者で且つ重度障害者の世帯や、ひとり親で且つ準要保護の世帯等、要件が重複する世帯について、申請書発送の際に絞り込んだところ、対象世帯が約 5,600 世帯となったため、2,400 世帯分を減額しようとするものである」との答弁がありました。

また、「対象者は 100%申請したのか」との質疑に対し、当局より、「交付率は 78.5%となっている」との答弁がありました。

これについて、委員からは、「対象者でありながら交付を受けていない方がいるのは残念である。申請の仕方は難しいものではないが、高齢者等はできない方もいるので、より簡単にできるよう模索していただきたい」との意見がありました。

3 款では、このほか、「コロナ禍での家庭児童相談事業の対応状況」についての質疑がありました。

4 款 衛生費では、「新型コロナワクチンの個別接種の状況」や「斎場

施設整備事業の進捗状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 22 号 令和 3 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「出産育児一時金の減額補正について、どう分析しているのか」との質疑に対し、当局より、「例年 50 人ほどの予算措置となっているが、年々出生数は減少している。被保険者の総数が減少しているほか、高齢化の影響もあると考えている」との答弁がありました。

また、「コロナ禍で事業展開が大変だと思うが、保険者努力支援制度について、年度末にあたり、どのように分析しているのか」との質疑に対し、当局より、「県内での横手市の状況は、令和 2 年度は点数、交付額ともに 12 位、令和 3 年度は点数が 6 位、交付額が 12 位となっている。得点の低い項目を中心に努力しようという話し合いはしている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号 令和 3 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号 令和 3 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「人員不足が長年の課題となっているが、何らかの手立ては考えているのか」との質疑に対し、当局より、「新たに職員を確保するのはなかなか難しい状況にある。白寿園では、今いる職員が辞めない方策として、若手職員が業務見直しのための提案を行い、意識を共有できる仕組みを整えるなど、やる気を持って取り組める環境づくりに努めている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 26 号 令和 3 年度横手市病院事業会計補正予算（第 4 号）については、「看護師等奨学金貸付事業の申請状況と減額の理由について」の質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 21 号 令和 3 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款 農林水産業費では、「作物振興事業で 1 億円以上減額されているが、理由は何か。また、予算執行の手立てはされたのか」との質疑に対し、当局より、「令和 3 年度の農業夢プランや園芸作物規模拡大強化事業などに要望していた多くの農業者が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した県の経営力強化緊急支援事業や国の経営継続補助金など有利な事業を前倒しで活用したことが要因である。また、令和 2 年度の雪害により、設備投資よりも復旧を優先し、取下げした方が多かったことも大きな要因となっている。JA の部会などを通じて、できるだけ市の補助事業を活用してもらえよう PR し、再度要望調査したが、活用は限定的であった」との答弁がありました。

このほか、「鳥インフルエンザ対策の現状と今後の支援方法」や「造林事業費の減額理由」についての質疑がありました。

13 款 諸支出金では、森林環境基金の審議において、「目的基金費に関し、災害に迅速に対応するために必要な農業災害基金が枯渇している。今回の補正予算で農業振興費等が大幅に減額になっているが、その部分を基金費として積み立てるべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「近年、大規模な災害が続いているため、基金の積み立てが必要ではないかと協議したことがある。基金を積むことは安定的に対応できるというメリットがある一方で、災害の規模があまりにも大きければ、その基金をはるかに超える財源が必要になるという面もある。財源をきちんと確保するというところについては、財政当局とその都度協議している」との答弁がありました。

また、「農業災害基金は、市としていち早く動けるための基金であるにも関わらず、枯渇した状態を放置しているのは、農業を基幹産業としている市として違うのではないか」との質疑に対し、当局より、「初動のための基金であるというのは、その通りであると思う。継続して基金の在

り方について財政当局と協議していきたい。それに加えて、災害対応については、県、JAなどの関連する団体との話し合いも継続していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 令和3年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第28号 令和3年度横手市下水道事業会計補正予算（第3号）の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 21 号 令和 3 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款 総務費では、「若者出会い・結婚生活応援事業と移住定住促進事業は、どのような目標のもとに事業を行っているのか」との質疑に対し、当局より、「これらの事業は人口減少対策として行っている。対策の大きな柱は出生率の向上と出生数の増加により若年者割合を増やしていくこと、人口の年齢構成を変えながら社会減の影響を少なくし、人口総数を維持していくことである。令和 3 年は出生数が 342 人で、暦年で初めて 400 人を切った。新型コロナウイルスの影響もあったと思うが、目標値よりかなり落ちており危機感を抱いている。移住定住事業は人口の社会減対策として重要な施策であり、単純に補助金で移住者を獲得するということだけでなく、しっかりと定住に結び付けるためにきめ細かな対応を心がけ、地道に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「新型コロナウイルスの影響で、ここ 3 年ほどふるさと会との行き来がないような状況である。連絡調整はどのように行っているのか。また、ふるさと会からの要望はないか」との質疑に対し、当局より、「今年度についても、各ふるさと会の総会はすべて中止となったが、そのような中でも地域局とふるさと会とが連絡を密にし、会員へ特産品を送るなどの取組みを行った。要望は特にいただいているが、コロナ禍で開催延期になっているふるさと探訪ツアーについて、来年度こそは実施したいと考えており、話し合いを重ねている」との答弁がありました。

このほか、「選挙費の減額」についての質疑がありました。

10 款 教育費では、また、「外国語教育・国際理解教育推進事業が大きく減額になっているが、コロナ禍で A L T が入国できなくなったなどの理由によるものか。その場合、外国語教育はどのように実践したのか」との質疑に対し、当局より、「A L T は、例年 7 月から 8 月に、オリンピックのある年は 9 月に入替れを予定しているが、コロナ禍の影響で来日が秋以降にずれ込み、予定より遅く来横したことにより、報酬やアパー

ト賃借料などが減額となったものである。ALTが配置となるまでの間、小学校の児童に対しては、中学校の英語指導免許を有している指導教員やアメリカの大学を卒業し、社会人枠で秋田県が採用している教員が指導にあたった」との答弁がありました。

このほか、「ホストタウン事業の継続」についての質疑がありました。本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 令和3年度横手市財産区特別会計補正予算（第1号）については、「減額した事業の詳細」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第31号 令和4年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出2款 総務費では、「マイナンバーカードの交付促進の取組み」や「証明書コンビニ交付のメンテナンスに伴う周知」についての質疑がありました。

3款 民生費では、「緊急通報体制整備事業について、これまで様々な検討が行われてきたと思うが、何が変わるのか」との質疑に対し、当局より、「横手地域以外のふれあい安心電話は秋田県社会福祉協議会が撤退し、今後の対応が喫緊の課題であり、横手地域のシステムも複雑なため苦勞している部分がある。令和4年度は移行期間という考え方で、現在のシステムの最終年度として予算計上した。新年度に入ったら次に向けた協議、周知を一気に加速させたい」との答弁がありました。

また、「雪下ろし雪寄せ支援事業について、手厚くしていきたい部分であるが、予算が減額になっている理由は何か」との質疑に対し、当局より、「これまでは、市が事業者に全額支払う方式であったが、今年度からは、利用者が全額支払い、市がその3分の1または6分の1の額を補助する形としたため、歳出予算は減額となっている。制度改正により、担い手は2倍となり、新たに担ってくれた個人や共助組織の皆さんは、これまでの事業所よりも比較的安価に引き受けている状況にあり、今年度は想定を上回る利用があった」との答弁がありました。

また、「特定空家等対策事業について、空き家対策は喫緊の課題だが、減額になっているのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「来年度、廃工場の略式代執行を行う関係で空き家対策全体としては増額になっているが、その他の特定空家等対策の部分では、これまで計上していながら支出のなかった、財産管理人制度申し立ての際の予納金を精査したことによる減額となっている」との答弁がありました。

また、「保育士等処遇改善臨時特例事業について、単年度事業だと処遇改善にならない。事業所が努力して改善していくステップが必要だと思うが、どのような指導をしているのか」との質疑に対し、当局より、「4

月から9月まではこの事業で対応するが、10月以降は、保育士については公定価格の一部として支給され、学童保育の支援員については国の子ども・子育て支援交付金の交付が予定されているため、同じ水準で給付できるものと考えている。各施設の職員の処遇等に関しては、指導監査等でしっかり確認していく」との答弁がありました。

また、「生活保護費が3,000万円の減額となっているが、受給世帯数について、どう分析しているのか」との質疑に対し、当局より、「現在の受給世帯数は580世帯で、今年度当初と比較して21世帯減少している。また、令和2年度においては新規開始が78件、廃止が90件となっており、減少傾向にある」との答弁がありました。

3款ではこのほか、「民生委員の充足状況と活動実態」、「市民後見推進事業の推移」、「児童遊園地の維持管理の状況」、「ファミリー・サポート・センター事業の利用促進」についての質疑がありました。

4款 衛生費では、「子宮頸がんワクチンの接種について、来年度はどのくらいの数を見込んでいるのか。また、接種に不安を感じている方や副反応が出た方への相談体制はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「通常の接種は、対象者1,700人の35%、600人程度を見込んでいる。キャッチアップ接種に関しては、対象者2,067人のうち2割程度を見込んでいるが、国からの通知を待って精査していく。相談体制については、全ての予防接種について窓口を整えており、健康被害が出た場合は委員会を開いて対応する。しかし、その前段階での情報共有が一番大事であり、医師会と話をしながら進めていきたい」との答弁がありました。

4款ではこのほか、「予防接種の勧奨」、「フッ化物洗口の実施状況」、「自殺予防活動への経済的支援」、「ゴミ袋への広告掲載の応募状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 令和4年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「人間ドックについて、市立病院でも横手病院と大森病院で料金が異なるし、他の病院も一律でないと思う。助成額を一律とする根拠は何か」との質疑に対し、当局より、「広く受診していただくため、市内外どこの病院で受診しても特定健診の検

査項目さえ受ければ助成対象としているが、市内の主な3病院の検査料の平均額の7割を助成することとしたものである」との答弁がありました。

また、「傷病手当金は、今年度の予算額61万1,000円に対し来年度は1,000円となっている。コロナ対策の事業ということで廃止されるのか」との質疑に対し、当局より、「予算要求の段階で申請がなかったため、このような予算計上となっているが、今年に入り2件の申請があった。来年度も補正等で対応したい」との答弁がありました。

このほか、「保険者努力支援制度の課題」、「ドック助成についての周知方法」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計予算については「保険料の増加を抑えるための取組状況」や「高齢者数の推移」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 令和4年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市内の平均要介護度はどのくらいか。また、市がこれまで介護予防に力を入れてきた効果、実感はあるのか」との質疑に対し、当局より、「平均要介護度は、平成22年度末が2.65、27年度末が2.45、令和2年度末が2.42と下がる傾向にある。要介護認定者数が増加している一方で、右肩上がりだった介護給付費が足踏み状態にあることをみても、予防の効果は表れていると考えている」との答弁がありました。

このほか、「行政、関係機関、地域住民が一体となった介護予防の取組み」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「老健おおもりの在宅

復帰・在宅療養支援に対する評価について、現在は基本型だが、より上を目指す考えはないか」との質疑に対し、当局より、「より上を目指したいところであるが、施設、設備の老朽化等、課題は多い。隣接する大森病院をはじめ、周辺施設との連携を図り、これまでの介護実績を踏まえて基本型を維持しながら円滑な運営に努めたい」との答弁がありました。

これについて委員からは「より上を目指すことで、サービスの向上、利用者の満足度、さらには収入にも結び付くので、前向きに検討していただきたい」との意見がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号 令和 4 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「収益に対する人件費の割合はどの程度か。また、どの程度を目標とするのか」との質疑に対し、当局より、「現在の予算ベースでは 62%ほどとなっているが、コロナ禍でもあり医業収益の増減が相対的に人件費の割合に影響する。全国的な統計の中で、健全な経営の病院は人件費の割合が一定の水準にあることが分かっており、そこに近づく努力をしていきたい」との答弁がありました。

また、「横手病院に院内保育所を開設し、病児保育と夜間保育を行う検討がされていたと記憶しているが、どうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「病児保育については、認可保育所でも定員割れしている状態にあり、令和 4 年度中に開設する動きにはなっていない。夜間保育についても、職員のニーズ等を把握しながら、引き続き検討していく」との答弁がありました。

このほか、「各種ドックの受け入れ態勢」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 44 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款 民生費で、オンライン介護予防システム構築事業について、「スマホアプリが高齢者の介護予防のほか、地域のつながりに結び付くとの説明だが、いきいきサロンや町内会等、既存の通いの場のつながりを深めるためのものか。新たなつながりを生むことは考えていないのか」との質疑に対し、当局より、

「高齢者が楽しみながら健康づくりや生きがいがいづくりができる内容になっており、個人で楽しむところから、同じアプリを楽しんでいる仲間、共通の興味を持った仲間同士がつながれるような仕組みを考えている。具体的には、体調管理ができるほか、健康づくりの成果を競い合う大会をバーチャルで開催して仲間づくりを進める機能などがある。高齢者にとって、スマートフォンは文字入力面倒という意見も多く、スタンプ一つで、ある程度連絡が取りあえるような使い方を講習会でお伝えしながら、仲間づくりの一助にしていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「この事業のメインターゲットはどの世代か」との質疑に対し、当局より、「メインは65歳以上の前期高齢者と捉えているが、40歳代、50歳代等、年齢を問わず意識改革に取り組んでいただければ積極的に活用していただきたい」との答弁がありました。

また、「利用者の健康情報を一元管理するのが目的か」との質疑に対し、当局より、「利用者の情報管理は考えていない」との答弁がありました。

また、「対象となる方は、スマートフォンを持っているのに使いこなせていない世代であり、そもそもアプリのインストールができるのか心配である。システムを作って終わりでは意味がないので、活用する仕組みを拡大してほしいが、どう考えているのか」との質疑に対し、当局より、「対象者が高齢者であるということを念頭に対面の支援も必要と考えている。また、講習会を定期的開催するための予算も盛り込んでいる。関係機関ともよく協議しながら、活用してもらえよう検討していきたい」との答弁がありました。

また、「バイタル（健康状態）に異常があった場合、遠方にいる親族に通知が届くとのことだが、その後の対応はどう考えているのか」との質疑に対し、当局より、「地域包括支援センター等、関係機関との連携が必要であり、万が一に対応できる体制も整えたい」との答弁がありました。

このほか、「既存の健康管理アプリを使用している方には、それ以上の優位性がなければ普及しないと思う」との意見や「令和4年度1年間をかけてシステムを開発するということだが、利用者の意見も聞きながら、関係機関とも協議を重ねないと良いアプリにはならない。議会とも大いに議論していただきたい」との意見がありました。

討論では、立身万千子委員から反対の立場で、「事業内容が曖昧で、走りながら変えていくという形に570万円使うのか、それよりもっとやる

べきことがあるのではないかと思う。これまでも、国の交付金ありきで議論を経ずに提案され、失敗した例をたくさん経験している。そういう意味で、もっと議論しなければいけないと思うので、今は賛成できない」と討論がありました。

また、山形健二委員から賛成の立場で、「このアプリに疑問を感じるころはある。ただ、今後の高齢者へのスマートフォンの普及、使いこなすという部分で、この事業をきっかけに広げてもらえることを期待して賛成する」と討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号 令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて及び議案第 36 号 令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計予算 の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「市営温泉施設の方向性が決まっていな中で、いかにして収入を確保していくかが大事だと考える。どのようにしてコロナの終息まで我慢するのか、それとも方向性を出す時期を早めるなどの考えはあるのか」との質疑に対し、当局より、「現在、市民アンケートを実施しており、その集計等を踏まえて 6 月頃を目途に方向性案を定めたい。既存の温泉施設については、低コストを図りながらお客様に迷惑をかけないように営業努力を続けていきたい」との答弁がありました。

このほか、「さくら荘の収入見込み」についての質疑がありました。

議案 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、議案第 29 号は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 36 号は、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 30 号 令和 4 年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて及び議案第 38 号 令和 4 年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。議案 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号 令和 4 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款 農林水産業費では、「造林事業費について、昨年は当初予算に 9,800 万円を計上し、補正で 3,100 万円減額しているが、今回は当初予算に 1 億 3,900 万円を計上している。どのような姿勢でこの事業を進めて行くのか。また、森林の保全は CO2 を

含め、世界的に重要な問題になっていることから、国、県に対して予算措置を強力にお願いして欲しいが、どうか」との質疑に対し、当局より、「本事業は、国・県からの補助金が財源となっており、その配分額は現段階では不透明なところがある。県には要望額に近づくようお願いしていくスタンスでいる。また、環境問題も含め、再造林には力を入れていかなければならないと認識している。目の前の需要、収穫、収入だけにこだわらず、子孫に引き継ぐうえで50年100年先を考慮し、植栽を含めた一貫作業を進めていくという流れであり、予算要求についてもしっかり対応していきたい」との答弁がありました。

また、「果樹等自然災害復旧対策事業について、12月議会で薬剤助成の補助率30%を維持して欲しいという決議を出したにもかかわらず、今回25%に下がった理由は何か。今年も昨年と同様に豪雪であるため、同じ補助率を維持できなかったのか」との質疑に対し、当局より、「決議の内容は重く受け止めている。果樹の薬剤助成については、これまでも途切れることなく継続して支援をし、復旧の度合いによって助成率を見直してきた経緯がある。この度の雪害では復旧事業に加え、市と連動しながら県等でも新たな支援策を予定しているということ、また、JAでも、樹体の回復と共に徐々に販売額も上向いていくと計画を立てている。こうしたことから段階的に助成率を引き下げて果樹農家の自立経営を促すことも必要ではないかと考え、今年度から助成率を5%引き下げた。また、豪雪を乗り越える果樹産地復興事業の実施や果樹試験場とともにできるだけ手をかけずに雪害に耐えられるような横手モデルの実証実験をしており、雪害に強い果樹産地づくりを進めていきたい」との答弁がありました。

また、「農業の求職、求人について、どのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「我々も大きな課題と捉えており、JA無料職業紹介所の活用について、県・市も加わり、定期的に会議を開き協議している。市としては、園芸振興拠点センターを活用し、初心者が基本的な農業技術を身に付けられるような講習会を行うなど、より多くの方が農作業に携われる仕組みを作りたい。県でも果樹試験場において、一般市民を対象にした基礎的な作業研修を予定している。この紹介所の開設により、農の雇用が見える化されたことは大きな前進であり、市民が農の雇用にも興味を持っていただくよう支援していきたい」との答弁がありました。

このほか、「6次産業施設整備支援事業の補助率」や「中山間地域等経営継続支援事業の内容」、「収入保険拡大支援事業の推進」についての質疑がありました。

7款 商工費では、民間温泉施設支援事業について、「民間温泉施設の設備投資に対する補助とのことだが、市のどのような政策に基づきこの事業を実施するのか。また、この事業の効果は何か」との質疑に対し、当局より、「商工業振興計画における市内の事業者支援という部分や総合計画の中の観光施設等の予防修繕、長寿命化を図るなど適正な維持管理などを実施し、施設の魅力アップに努めるという部分に基づき、民間の施設も支援しながら市内の年間観光客の増加につなげていく観点もあると考えている。また、コロナ禍における民間温泉施設の経営状況は聞き取り調査などから、各施設とも大変厳しい状況にあることを把握している。この事業がそのすべてを解決することにはならないと理解しているが、温泉サービスを継続いただくことで観光客の確保につながる効果もあると考える」との答弁がありました。

また、「コロナ禍による経営悪化は温泉観光業に限ったことではない。すべての市内事業者を支援することが使命だと思うが、民間温泉事業者に限って支援するという、この公平性の部分については、どのように考えているのか。また、公共温泉については公金を使うべきでないという判断の基に施策が実施されてきたが、急に民間温泉事業者への支援が出て来たことに違和感を覚える。その整合性と事業の効果についても数値目標を示して欲しいが、どうか」との質疑に対し、当局より、「コロナ禍において、民間温泉事業者の方々から入湯税に関し相談をいただき、特に温泉設備は経年劣化の激しいものであるため、市としては設備に対する支援を検討したところである。コロナ禍で宴会、宿泊がこれだけ悲惨な状況になることは想定できなかつたため、経営継続のためのスポット的な補助金の創設とご理解いただきたい。また、効果については、現在事業を継続している事業者の事業継続がその効果だと考えている」との答弁がありました。

また、「入湯税は目的税であるが、その考え方として、観光政策全体に使うべき収入ということであり、個別の温泉施設、ましてや民間の温泉施設の修繕に使うのはまったく筋違いだと思うが、どうか」の質疑に対し、当局より、「目的税としてその目的に沿った形で事業立てをし、今回提案したものである。観光全体に使うべき、一部の特定の限られたエリ

アでの使い方はどうかということについては理解できる。しかし、コロナ禍の中で苦しんでいる民間温泉事業者がいることも現実で、この分野は施設更新が大変早く、すぐに管やタイルなどの修繕が必要になる。この2年間、宴会や宿泊で3年前の事業よりもプラスに転じていることができていない状況は数字として掴んでおり、さらに修繕費が嵩んでいるという相談も受けたため、温泉利用者の利用する場所がなくなるよう施策の1つとして提案したものである」との答弁がありました。

これについて、委員からは「民間事業者はどの業種であっても、リスク、メリットを理解して参入している」、「入湯税は利用者が支払っているのもあって、事業者はただの特別徴収義務者である」などの意見がありました。

8款 土木費では、「新たな雪捨場候補地をこの2箇所に選定した理由は何か。また、地権者はどのくらいいて、了解を得ているのか」との質疑に対し、当局より、「雪捨場候補地については、市有地や民有地を含め検討した。選定の大きな理由は、市街地から離れた場所に設けると効率が悪くなることと、現在横手地域の北部に雪捨場があるが、1箇所に集中させると渋滞が危惧されるため南部に考えていたことである。加えて、1箇所については市有地があったこと、もう1箇所については地元から土地利用の提案があったため、この2箇所を選定した。また、地権者については、共有名義の土地も含め、1箇所は15人、もう1箇所は8人であり、事業の趣旨を説明した皆様から了解を得ている」との答弁がありました。

また、「この雪捨場の使用予定は、令和5年度の冬からとのことだが、夏場の利用や管理はどのような計画になっているのか。また、この2箇所は、近くに学校や墓地公園、斎場などもあり、交通管理は非常に重要となる。関係機関としっかり協議し、きっちり計画を立てて進めて欲しいが、どうか」との質疑に対し、当局より、「夏場の利用は現時点では考えていない。あくまでも冬の雪捨場用地として考えており、夏場は草刈りなどを行い近隣の迷惑にならないよう努める。また、車の出入りが一番問題だと認識している。交通対策など綿密に協議し、進めていきたい」との答弁がありました。

また、「道路の維持補修について、市民要望がかなり届いているが、その要望に応えきれていない現状がここ何年か続いていると感じる。以前、特別な道路補修費が計上されたことがあったが、同様の手立てを再度考

えるタイミングではないかと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「一般財源で多くの道路補修を行うのはなかなか難しいと認識している。特別な予算があればという思いはあるが、限られた財源であるため、道路維持補修については、充当できる有利な財源をうまく活用しながら行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、「除雪活動団体の高齢化に対する対応」、「除雪作業員の確保に向けた待遇改善等の取り組み状況」、「梨木公園の太鼓橋の改修」、「公営住宅の整備計画」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者可否同数となり、分科会長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号 令和 4 年度横手市土地区画整理事業特別会計予算について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号 令和 4 年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市の水道事業の有収率は全国平均より低い。長期目標は立てているとのことだが、単年度の目標数値を立てるべきで、それを予算書に記載することは可能か」との質疑に対し、当局より、「予算書については、公営企業法施行規則に定められた様式に基づいているため、必ずしも予算書には盛り込めない可能性もあるが、その場合は別資料で出せるよう検討したい」との答弁がありました。

また、「一般質問の答弁の中で漏水箇所を特定したが、それが民家の敷地内であったという話があった。市で漏水箇所を見つけて利用者に教えてもなかなかはかどらないということであったが、そこをどのように対処するのか。また、この場合、メーターまでは企業会計から手当てしてもいいのではないかと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「メーターの一次側の給水管の漏水がひどいということは実情であり、企業会計のほうで更新ができれば、他自治体の事例を見ても有収率の向上につながると捉えている。しかし、給水管の漏水箇所に関して投入すると企業会計への負担が大きくなる。料金値上げにもつながるため、今後どうするのかを研究していきたい。また、令和 4 年度、5 年度にかけて水道事業計画や水道事業の経営戦略、投資財政計画を改定する準備を進めており、有収率を上げるということは事業費がかかることになるため、

長期的な計画を立てて着実に事業を進めるという方向で検討したい。加えて、基準外繰入れの検討も必要になる可能性があると考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号 令和 4 年度横手市下水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「マンホールポンプについて、耐用年数はどのくらいか。また、かなりコストがかかっているため、更新の際は、耐用年数が延びるものを選択するなどコスト削減をしていく必要があると考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「耐用年数は 15 年とみて、順次更新している。また、汚水を扱っているため、耐用年数の長いものは今のところ見つかっていないが、維持管理上の工夫を凝らし、少しでも長く使いたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 44 号 令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 7 款 商工費では、プレミアム付商品券事業について、「以前、同様の事業を実施した際は、どのような人が購入して、どのような効果があったのか」との質疑に対し、当局より、「令和 2 年度は 8 万セットの販売を計画し、8 万弱の販売実績となった。商品券について 10 億円を超える額が換金されており、小売りからサービス、飲食、建設など様々な市内の業種で流通したことから、地域経済の下支えになったと判断している」との答弁がありました。

また、「前回は販売で大変な混雑を招いた。非課税世帯や低所得世帯は、ほとんど買えないため、不公平感が大変強いと思うが、どのように認識しているのか」との質疑に対し、当局より、「2 回目の販売では多くの方にご面倒をおかけしたという点について、反省している。この事業は 1 万円以上のお金を払うという条件があるが、応募についてはどなたでも応募できる。数を超えた場合は抽選になるが、事業の組立てとして、不公平感を感じていない」との答弁がありました。

これについて、委員より「そこが不公平だ。最初の 7 万セットを 1 人 5 セットずつ買うと、対象者のうち約 25% の人しか買えない。商品券を

買える人が少ないと見込んでいるから不公平感を感じていないということではないのか」や「抽選で外れた人はどうなるのか」などの意見がありました。討論では、木村清貴委員より、反対の立場で、「プレミアム付商品券事業について、もともと買える人、買えない人という不公平感がある上に、さらに今回は抽選という不公平感が重なっている。市全体、全市民に恩恵がある事業を考えていただきたいという趣旨で、この予算に反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立なしにより否決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 31 号 令和 4 年度横手市一般会計予算 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款 総務費では、「有償旅客運送事業の見通しについて、現在、柏木・大森病院線と上畑線の 2 路線を運行しているが、ほかの地域へ拡大する考えはないか」との質疑に対し、当局より、「今すぐに新たな地域に導入する計画はないが、今後バス路線の廃止等があった場合における市民の足を確保する手法の一つとして持っておきたい。市内の公共交通の現状として、民間事業者のバス路線を基本にしながら、デマンド交通、循環バス、有償旅客運送など様々な手法を組み合わせており、このことが横手市の特徴でもあるし、強みだと考えている。現状の交通体系を基本としながらも、市民の足をしっかりと確保していくため、トータルコストについても見定めながら、望ましい形を検討していきたい」との答弁がありました。

また、「大型公共施設整備事業について、遺跡調査に関する説明があったが、内容を詳しく教えてほしい」との質疑に対し、当局より、「横手体育館の建設候補地内ではないが、赤坂総合公園の園路の一部に、一帯を開発した際に遺跡調査していなかった部分がある。開発行為を行う場合、それによって遺跡が壊される恐れのあるときは、調査して記録保存することが法律で定められているため、調査を実施するものである」との答弁がありました。

また、「町内会活動補助事業、地域づくり市民活動補助事業などが、前年と比べ軒並み減額になっているが、どうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「コロナの影響により、交付件数は減っている。今後の状況が見えないこともあり、交付実績を勘案し減額したものである。なお、道路の小さな修繕などを要望する声が年々増えており、そちらに対応するため、減額分を地区会議のハード予算に上乘せしている」との答弁がありました。

また、「地区交流センター化事業の進捗状況はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「公民館を地区交流センター化しようと

する事業であり、28ある公民館のうち、令和4年4月から20の公民館が地区交流センター化することになる。さらに、令和5年度のセンター化に向けて、三重地区と黒川地区が準備を進めている」との答弁がありました。

10款 教育費では、「ICT教育の充実については、対応する現場の教員も難儀しているようだが、研修体制はどうなっているのか。また、予算に反映されているのか」との質疑に対し、当局より、「今年度当初、一人一台端末とICT機器が本格的に導入されたが、昨年度から市の教育推進委員会にICT特別委員会を設置し、教員の研修を実施している。研修内容は各校に持ち帰って全ての教員が共有しており、加えて各校独自の研修も行っている。また、県のICT活用の授業改善支援事業を受託しており、3か年計画で実施する。今年度予算は600万円で、充当率は100分の100、来年度以降も300万円ほどが予算措置される予定である。横手南中学校を事業の拠点校に位置付け、デジタル教科書の使用やICT活用支援員の配置など、今後も活用について研究していきたい」との答弁がありました。

このほか、「スポーツ振興」や「芸術文化振興」についての質疑がありました。

12款 公債費では、「公債償還元金のうち、合併特例債はどれくらいか」との質疑に対し、当局より、「当初予算では24億2,000万円ほど、元金の償還額を計上している」との答弁がありました。

歳入では、「市税については、新型コロナの影響により上向きになることは期待できないと思うが、個人市民税などについて、昨年度予算と比較して増収が見込まれているのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「令和3年度決算見込みと経済状況なども勘案して4年度の予算を立てているが、決算見込みと予算との比較では、軽自動車税以外は減少する積算としている。個人市民税については、市の総所得の8割ほどが給与所得であるため、給与の増減がどれくらいあるかが大きく影響してくる。令和3年度当初予算を計上した際は新型コロナの影響を踏まえ、2年度実績よりもかなり下がるだろうと予測し、抑え目の予算を組んでいた。そのため予算ベースで比較すると4年度が多くなってしまいが、3年度の実績よりは数%落ち込む見込みで予算計上している」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 令和4年度横手市財産区特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 令和4年度横手市一般会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「テレワーク環境整備事業について、現在テレワークをしている職員はいるのか。また、セキュリティ対策はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「現在まで、テレワークにより仕事を行った職員はおらず、実績はない。セキュリティについてだが、現在もシステムによる上長の承認がないとデータを持ち出すことはできない。本事業によりテレワークを導入するにあたっては、同様のシステム環境を構築する」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。